

(資料)

## 鹿児島地裁における裁判員裁判 (2017年)

小 栗 実

本稿は、鹿児島地裁で行われた裁判員裁判の記録である。2017年1月から12月までの1年間に、10件の裁判員裁判が行われた。2009年11月に開始されて以来、2017年12月まで合計118件が行われたことになる。本稿では、2017年に裁判員裁判が行われた【判決109】から【判決118】までを紹介し、その特徴について検討している<sup>(1)</sup>。

裁判員裁判の内容については、南日本新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞の鹿児島地方版の記事から引用・参照したものが多いが、都合のついた場合には、実際に法廷を傍聴して、見聞きした内容も説明に加えられている。2017年は10件中9件の裁判についてその一部を傍聴した。叙述の中に、裁判員の男女構成が書かれている裁判は、傍聴して裁判員の顔ぶれから確認した。

### 一 2017年の裁判員裁判

#### ■【判決109】 殺人、死体遺棄、窃盗事件 (男性・67歳)

2015年12月12日ごろから奄美市で飲食店を経営していた女性(事件当時67歳)と連絡が取れなくなったと家族が同月20日に行方不明届を警察に提出した。警察は、女性と同居していた男性(被告人)と知人の男性A(事件当時41歳)から任意で事情を聴取した。12月23日に県警が男性Aの供述にもとづいて捜索したところ、市中心部から約5キロ南東の林で女性の遺体が見つかった。深さ約60センチの土中に着衣のない状態で埋められおり、目立った外傷はなかった。

県警は、同日に、男性とその知人男性Aを死体遺棄の疑いで逮捕した。男性は容疑を否認し、知人男性Aは「2人で遺体を埋めたと認めている」と報道された。

2016年1月13日、鹿児島地検名瀬支部は男性と知人男性Aを死体遺棄の罪で

鹿児島地裁名瀬支部に起訴した。起訴状などによると、2人は2015年12月18日ごろ、女性の遺体を遺棄したとされる。

1月22日、県警は被告人と知人男性Aを殺人の疑いで再逮捕した。遺体には肋骨が折れるなどの不自然な外傷があったため、事故ではなく、何者かに殺害され、女性の死因は溺死で、Aの供述などから風呂場で殺害された可能性が高いとした。

検察によると、Aは2013年2月、新宿区内の宿泊施設で同室となった被告人と知り合い、4月に被告人が奄美市に移り住んだ後も、連絡を取ったり、Aを自宅に泊めたりしていたという。Aは被告人から「いい仕事がある」と誘われ、2016年12月15日に奄美に来た。Aは死体の遺棄に用いたと思われるスコップやシートなどを購入しており、県警は、当初、女性と同居していた被告人がAと共謀し、女性を計画的に殺害した疑いがあると判断していたが、鹿児島地検は、2016年2月12日、被告人を殺人罪で追起訴する一方、Aに対しては処分保留とし、3月11日付けで、殺人罪に問えるとの判断には至らなかったとして、殺人容疑については不起訴とした。

死体遺棄の容疑に関するAに対する公判は、4月11日に鹿児島地裁名瀬支部（日向輝彦裁判官）で開かれ、Aは起訴内容を認めた。弁護人は、逮捕時から容疑を認め、捜査に協力したなどとして情状酌量を求めた。

Aに対する判決は、5月31日。裁判官は、報酬目当てという利欲的な動機で犯行に至っていて、酌むべき事情は全く認められないなどとして、懲役2年保護観察付き執行猶予4年（求刑懲役2年）を言い渡した。

被告人は、被害者を殺害した後、被害者宅でキャッシュカード3枚を盗み、奄美市内の現金自動支払機で合計73万円を引き出した窃盗の容疑でも、2016年3月11日追起訴された。

被告人はあくまで起訴事実を全面的に否認して無罪を主張し、被告人の殺人罪・死体遺棄罪を立証しようとする検察官と全面的な争いとなった。

2月7日（火曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性3人、女性3人。

検察官は、冒頭陳述で、被告人は被害者に借金があり、遺産分割で財産が手

に入ったら返済するというそがばれそうになったことが殺害の動機であり、被告人から被害者を殺したと聞いた、そして、いっしょに死体を遺棄したとの男性Aの証言は信用できる、第三者が自宅に侵入し荒らした痕跡はなく、殺害後も生存を装うメールを女性の知人に送っており、犯人は被告以外にいないと主張した。

被告人は公訴事実を全面的に否認し、無罪を主張した。

弁護人は、女性が殺害されたとされる時間帯に被告人は外出しており、女性の姿も目撃されている、被告人と被害者は入籍を考えていたので殺す理由がない、死体遺棄をしていない、真犯人は別において偽装工作で罪をなすりつけられている、と主張した。窃盗罪についても、事前に暗証番号を教えられており、自由に使うようにいわれていたもので、罪にはならないと否認した。

2月8日（水曜） 第2回公判

検察側証人としてAが出廷した。Aは、2015年12月16日に殺害を打ち明けられ、18日に被害者の遺体を車で運んで、山中に埋め、遺体を包んだブルーシートなどは海に捨てたと供述した。また、被告人は婚姻届を偽装し、被害者の家を自分名義に変更して売却するつもりだった、被害者殺害後に大金や株などを手に入れたと話していたと証言した。

2月9日（木曜） 第3回公判

弁護人からAに対する反対尋問が行われた。弁護人が「事件の真犯人だ」とする人物についてAは知らないと述べ、真犯人と考えられる人物から多額の報酬をもらったのではないかとする弁護人の質問に「もらっていない」と否定した。

2月13日（月曜） 第4回公判

弁護人が「事件の真犯人」と主張している男性の証人尋問が行われた。男性は、被害者との間になんらトラブルはなく、殺害する理由がない、被害者の殺害時間帯とされる12月13日夜から14日朝にかけて、その時間には知人宅におり、朝7時に通常通り出勤したと“アリバイ”を主張した。

同じく証人尋問に立った被害者の親族男性も、被告人がその男性といっしょに食事に出かけたことを否定し、一緒に食事はしていないと供述した。

2月14日（火曜） 第5回公判

被告人質問（弁護人による主尋問）が行われた。被告人は殺人と死体遺棄の

容疑をかさねて否定した。被害者からの借金については、すべて返したと証言した。また、被害者宅を物色しているところを被害者にみられた別の男が真犯人であり、この真犯人といっしょに死体を埋めたと、Aから打ち明けられたと述べた。

2月15日（水曜） 第6回公判

検察官による被告人に対して質問が発せられたが、被告人は黙秘しつづけたため、検察官は残りの質問を打ち切った。いわゆる「黙秘権の行使」である。

2月16日（木曜） 第7回公判

裁判員および裁判官からの被告人に対する質問が行われた。

2月20日（月曜） 第8回公判（求刑）

検察官は論告求刑で、被告人から被害者の殺害を知らされ、一緒に死体を埋めたとするAの証言は信用できる、殺害時間帯に被害者の親族と一緒にいたとする被告人の供述は、親族が否定していることから信用できず、犯人は被告人以外に考えられない、として、懲役25年の刑を求めた。

弁護人は、Aの証言は信用できないことを強調した。Aには被害者を拉致監禁して財産を奪うような仲間が別におり、Aは被告人を犯人に仕立て上げようとした。殺害されたとされる時間帯に別の人と外出しており、被告人に被害者の殺害は不可能である。被告人と被害者との間には言い争いもなく、借金も返しているので、殺害の動機がない。またAは被告人から何ら見返りを受けておらず、別の共犯者がいたと思われ、死体遺棄の共犯者は被告人だと断定できない。銀行のキャッシュカードも被害者から暗証番号を教えてもらい渡されたものだ、と主張し、無罪を主張した。

最後に、富田裁判長が被告人に「何か述べたいことは？」と尋ねたところ、被告人は「してません。無実です。（被害者の）墓参りに行っていないことが残念です」と述べた。

2月28日（木曜） 第9回公判（判決）

判決主文は、「被告人を懲役20年に処す。ただし、未決の勾留期間280日を刑に参入する。」であった。

判決は、まず「罪となるべき事実」として、2015年12月13日頃、被害者を自宅の風呂場で溺死させて殺害したこと、被害者の銀行キャッシュカードを盗み、

そのカードを使って、3回にわたって73万円を引き出したこと、12月18日ころ、被害者の死体を山中に遺棄した事実を認定した。

そして、被告人が犯人であると言えるかが争点であるとして、まず被害者の死因、死体の様子、死亡日時を特定した。そのあと、Aの証言の信用性について言及し、「被告人の弟子になり、被告人から犯行を持ちかけられた。」「12月14日、東京で会った際には、被告人は焦っているようだった。」「16日の午後、『女はやっちゃった』『3000万円ゲット！』などと被告人が話した。」「被害者になりすまして家族にメールした」「死体遺棄の際、スコップが壊れた」などの証言について「Aの証言は全体として具体的であり、客観的証拠とも矛盾しない。答弁もしっかりしている」とした。

一方、Aが奄美で被告人以外の人と行動を共にしている防犯カメラの映像はなく、被告人が被害者の携帯電話を持っていたという事実はAの証言と一致する、被告人が盗んだとされるキャッシュカードは被告人の部屋から発見された、キャッシュカードの中には残額がほとんど残っていないカードもあり、それを預かったというのは不自然である、銀行でお金を引き出した際、暗証番号を間違えているが暗証番号を被害者に聞くこともしていない、真犯人ではないかと弁護士が指摘した人物とAの間には携帯電話をかけた記録もなく何らの接点もない、被害者が書いていた日記等から被告人と被害者の間に内縁関係をうかがわせる記述はない等の事実から、被告人の供述は信用できないとした。

そのあと、判決は、量刑の理由について述べた。被害者の頭部を複数回浴槽に押し付け、ぶっつけて、そのまま浴槽に放置して殺害したことは強固な犯行意思があったことがうかがえる、遺族の苦しみも大きい、死体遺棄は被告人の主導で行われ、殺害直後に銀行のカードを窃取し、73万円引き出した犯行にくむべき理由はない、この30年間にわたって犯行、刑務所からの出所を繰り返し、今回は出所後3年で殺人行為を行った、一人を殺害し、動機が不明な類型の事案としては重い部類に当たる、更生についても不安がのこる。

報道によると、判決後、裁判員と補充裁判員の8人全員が記者会見に応じた。「被告人と共犯者、どちらの証言が信用できるのかを重視した。」「被告人が無罪を証明できる証拠があるのかと思っていたが、何もなかった。」と語った。

被害者の遺族からは「犯行の動機がわからず、真実が明らかになったとは到底言えない」との発言があり、同様の感想が裁判員からももたらされたという。

被告人は判決を不服として福岡高裁宮崎支部に控訴した。8月3日、控訴審第1回公判が開かれた。被告人は、第一審同様に無罪を主張し、出廷したA（刑の執行猶予となり保護観察中）に対する尋問が行われた。弁護人は、改めて証拠調べを求めたが、裁判所は認めなかった。2回目の公判となった9月14日、根本涉裁判長は、懲役20年とした鹿児島地裁判決を支持し、被告人の控訴を棄却した。判決は、被害者を殺害したことを被告人から聞いたという死体遺棄の共犯者Aの証言の信用性は高く、客観的事実だけでも殺害した犯人は被告人だと推認するのに十分である、とした。

被告人は、この控訴審判決を不服として、最高裁に上告した（南日本新聞9月16日記事）。

2018年1月16日付けで、最高裁第一小法廷（山口厚裁判長）は、被告人の上告を棄却する決定を行った。この結果、被告人の懲役20年の刑が確定した。

## ■【判決110】 建造物侵入、強盗傷人、銃砲刀剣類所持等取締法違反事件（男性・29歳）

2016年7月30日午前3時35分ごろ、派遣社員だった男性（被告人）は、伊佐市のコンビニエンスストアで、店のレジカウンターの奥の部屋に入ろうとした男性店員（事件当時34歳）に駆け寄り、持っていた包丁（刃渡り18・5センチ）で切りつけ、左肩に6針をぬう全治2週間の刺し傷や両手に切り傷を負わせた。男性と店員はカウンター付近でもみ合いになったが、新聞配達業者が通報し、駆けつけた警察官に取り押さえられた。警察はこの男性を現行犯逮捕した。被告人は強盗致傷の容疑で起訴された。

3月2日（木曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性4人、女性2人。

被告人は公訴事実を認めた。検察官は冒頭陳述で「事前に包丁を準備した計画的な犯行で、結果が比較的重い」と主張。弁護側は「包丁の使い道も直前ま

で決めておらず、周到に準備されてはいなかった」と述べた。

3月3日（金曜）第2回公判（求刑）

検察官は懲役8年を求刑した。

弁護人は、生活費に困り精神的に追い詰められていたとして、懲役5年以下の刑が相当と主張した。

3月6日（月曜）第3回公判（判決）

判決は7年の懲役刑を言い渡した。被告人は生活費を得るために安易に強盗を思い立った、被害者に致命傷を負わせる危険性は相当高かった、被告人は被害弁償や謝罪もせず反省は十分でないと、判決は述べた。

最後に、裁判長が「裁判員から言いたかったことを伝えます」として、「29歳までの仕事を見ていると、事件を起こさないで解決できる方法があったはず。どうしたら、事件を起こさないで、済ますことができたのか、それをしっかり考えてほしい」と説諭した。

#### ■【判決111】 傷害致死事件（男性・67歳）

2016年3月10日、伊佐市の住宅で、女性（事件当時67歳）が血を流して死んでいるのが見つかった。女性と同居していた無職の男性は119番通報し、「外出先から帰宅したところ女性が倒れており、意識がもうろうとしている」などと説明した。だが、消防が駆けつけた時にはすでに女性は死亡していた。

2016年3月11日未明、鹿児島県警伊佐署は女性と同居していた無職の男性を暴行の疑いで逮捕した。警察の発表によると、男性は暴行したことは認めた。男性は認知症を患い、精神鑑定の結果、行動を制御しにくい心神耗弱状態にあったとされる。

男性は、2016年2月ごろから3月9日ごろまでの間、同居していた被害者女性（犯行当時67歳）の全身を、「孫の手」で多数回殴るなどの暴行を加え、顔面に皮下出血などの傷害を負わせ、外傷性ショックにより同月9日ごろ死亡させた傷害致死の容疑で起訴された。

3月13日（月曜）第1回公判（開廷）

裁判員は男性3人、女性3人。

被告人は公訴事実を認めた。

被害者に悪口を言われ腹が立ったという理由で一方向的に暴力を振るっており、同情すべき点はない、と検察官は冒頭陳述した。

3月14日（火曜） 第2回公判

3月15日（水曜） 第3回公判（求刑）

検察官は、懲役7年を求刑した。弁護人は、認知症の影響から事件当時心神耗弱状態だった、親族が支援を約束し、再犯の可能性は少ないとして執行猶予付きの判決を求めた。

3月17日（金曜） 第4回公判（判決）

判決は懲役5年の実刑を言い渡した。

被告人は従兄弟である被害者宅に同居し、一緒に生活していて暴力を振るうこともあり、その頻度は平成27年頃からひどくなった。平成28年2月から3月9日頃にかけて、連日のように暴行を加え、全身打撲状態で外傷性ショック死に至らしめた。被害者には多量の皮下出血、脳挫傷、肋骨骨折が見られ、その苦痛は相当のものである。被告人は酒を飲んで被害者に文句を言い、口下手であったので暴力で支配しようとした。犯行について同情の余地は乏しい。被告人は認知症を患っており、そのせいで、暴力的な性格が先鋭化した。状況認識が困難であり心身耗弱状態にあったからといって軽い責任とは言えない。しかし、姉が施設に入れる手続きをとるといっているなど、再犯の恐れは少ない。

最後に、裁判官が裁判員からとして「刑務所の中で病気が悪くなるかもしれませんが事件のことを忘れないように、健康を大切に、認知症が進まないように、体を使ったり、頭を使ったりしてください。」と説諭した。

被告人は地裁判決を不服として控訴した。2017年6月20日、福岡高裁宮崎支部（根本涉裁判長）は、「第一審判決は動機の評価に、被告人の認知症の影響を十分考慮していない点がある」が「発症前からの暴力的な傾向を重く見た量刑が重すぎて不当とはいえない」として、控訴を棄却した。

## ■【判決112】 殺人事件（男性・69歳）

志布志市内の自宅で、男性（被告人）は、2016年3月30日午前9時頃から午

前9時50分ごろにかけて、父親（事件当時95歳）の頭などを、拳や木の棒で多数回殴った。父親は頭などから出血し病院で手当てを受けたが、容体が急変し、ヘリコプターで搬送された鹿児島市内の病院で4月3日に外傷性ショックで死亡した。

被告人が「殺すつもりだった」と話したことから、警察は男性を殺人未遂の疑いで現行犯逮捕した。被害者が死亡したことから、男性は殺人罪で起訴された。

4月13日（木曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性5人、女性1人。

まず検察官が起訴状を朗読した。

裁判官から起訴状についてどう思うか問われた被告人は「殺すつもりはなかった。アルコールの飲みすぎで、どうしてこうなったかよく分からなかった」と述べ、弁護人は「実の父親に暴行を加えて殺害した事実は争わないが、殺意はなかった。したがって殺人罪は成立せず、傷害致死罪に当たる」と公訴事実を否認した。

4月14日（金曜） 第2回公判

4月18日（火曜） 第3回公判（求刑）

検察官は、懲役12年の刑を求めた。

4月21日（金曜） 第4回公判（判決）

顔面を手加減せず多数回殴るなど、死ぬ危険性が高いとわかっていたとして被告人の殺意を認め、殺人罪を適用した。そして、無抵抗で逃げられない高齢者を一方的に殴打したことは悪質として、判決は懲役8年の刑を言い渡した。

#### ■【判決113】 強盗致傷、傷害、強盗未遂事件（男性・26歳）

被告人は、いちき串木野市内の路上で2016年7月23日午後11時15分頃、知人女性（事件当時33歳）を、傘の柄で殴るなどして全治約1週間の怪我を負わせた傷害罪の容疑（Aさん事件）、鹿児島市内の路上で同年9月11日午前2時30分頃、帰宅中の会社員女性（事件当時31歳）の髪をつかんで引き倒して擦り傷を負わせ、バッグを奪おうとして10日間のけがを負わせた強盗致傷罪の容疑（B

さん事件：10月17日起訴)、鹿児島市内の路上で同年9月15日午後7時頃、女子高校生(事件当時17歳)から金を奪おうとした強盗未遂罪の容疑(Cさん事件)で起訴された。

4月24日(月曜) 第1回公判(開廷)

裁判員は男性4人、女性2人。

被告人は公訴事実を認めた。

4月25日(火曜) 第2回公判

4月26日(水曜) 第3回公判(求刑)

検察官は、懲役7年を求刑した。

4月28日(金曜) 第4回公判(判決)

生活費に困り、力の弱い人を狙った犯行であり、動機は短絡的で身勝手だ、事件後、被害者は背後に人が立つと足が震えるなど精神的苦痛は相当大きいとして、判決は4年6月の懲役刑を言い渡した。

#### ■【判決114】 暴行、傷害致死事件(男性・32歳)

男性は、2016年6月8日午前2時ごろ、寝ていたところを同居していた女性Aさんに起こされたことに腹を立て、足で横腹を蹴って、死亡させた容疑で逮捕された。男性には、この傷害致死事件の1年前の2015年6月5日、飲酒して帰宅したところ、Aさんが部屋の鍵を閉めていたことに腹を立てて、言い争いになり、Aさんからの通報で駆けつけた警察官の面前でAさんのひたいを叩いた暴行容疑で現行犯逮捕された余罪もあり、暴行罪と傷害致死罪とを合わせて、同年7月1日起訴された。

5月16日(火曜) 第1回公判(開廷)

裁判員は男性3人、女性3人。

起訴状が朗読され、被告人は公訴事実を認めた。弁護人も「全て認めます」と陳述。

被告人は保釈されていて、刑務官も同行せず、腰縄・手錠等をつけないで、背広姿で出廷していた。

量刑の判断に当たって考慮してほしいこととして、①暴行の日常性、②犯行の動機、③被害の結果、④被害者の家族の処罰感情を検察官があげたのに対し

て、弁護人は、被告人と被害者の関係性に注目してほしいと主張した。①被告人は温厚な性格であるのに対して、被害者は寂しがり屋で他人への依存度が激しく、酒を飲むと自分がコントロールできなくなり、被告人は献身的に被害者を支えていた。②アルコール依存症で入退院を繰り返していた被害者を被告人は毎日会いに行き、送迎していた。③被害者は「死ぬ」「出て行け」「刺すぞ」など被告人に対して攻撃的になり、包丁を突きつけたこともある。④被告人は被害者に別れを切り出したが、被害者が拒否したので、「酒を飲まないこと」を約束させて同居を継続したが再び喧嘩になったなどと説明した。

5月17日（火曜）第2回公判（求刑）

検察官は、日常的な暴力の一環で死に至らしめた結果は重大、遺族の処罰感情もきびしいと指摘して、懲役5年の刑を求刑した。

弁護人は、尻を蹴るつもりで蹴ったもので危険性は低く、犯行に計画性もなく再犯の恐れも少ないとして、執行猶予付き判決が相当と主張した。

5月19日（水曜）第3回公判（判決）

判決主文は「被告人を懲役3年に処す。ただし5年間執行を猶予し、その間、保護観察に付する。」という内容だった。

量刑の理由として、暴行は1回だけ素足で蹴ったもので、しかも尻を蹴るつもりだったと事実認定し、犯行の悪質性の程度は低く、被告人は精神的な疾患に原因があった被害者を支えようとしたとして、執行猶予が相当とした。

最後に、裁判官が裁判員からと前置きして、「これからあなたが考えることは、罪の償いをどうするかです。犯罪を繰り返さないことは当たり前ですが、あなたはくしっかり働いていきたい」と話していたので、何が自分にとって正しい答えなのか、償いとは何か、考えてください。一生考えて実行しないといけない。」と説諭した。それに対して唐突だったが、被告人が「彼女のことを忘れず、社会のために尽くしたい。」と答えた。

## ■【判決115】 傷害致死事件（女性A・57歳、男性B・51歳）

2015年4月26日午前0時30分から午前4時10分頃の間、喜界島の女性A（被告人）が経営するスナックの中で、経営者である女性Aと客の男性Bは、スナックに勤務していた被害者（事件当時33歳・女性）の態度が悪いとして、ほおを

平手で叩く、椅子で殴る、顔をテーブルの天板に打ち付けるなどの暴行を働き、顔面打撲による傷害を負わせた。

被害者は5月1日鹿児島市内のホテルで倒れ、搬送された病院で死亡が確認された。解剖の結果、死因は脳障害だった

鹿児島県警奄美署は2016年6月11日、被害者に傷害を負わせ死亡させたとして、女性A、男性B及び男性C（当時46歳）の3人を傷害致死罪の容疑で逮捕した。

しかし男性Cだけは被害者左胸付近を傘で1度突いた暴行の容疑で、分けて起訴された。鹿児島地裁奄美支部（日向輝彦裁判官）は、2016年10月14日、「(犯行は) 執拗で粗暴だが、反省している」として、懲役8月保護観察付き執行猶予3年の判決（求刑は懲役8月）を言い渡した。

A、B両被告人は傷害致死の容疑で起訴され、裁判員裁判対象事件となったため、鹿児島地裁本庁で裁かれることになった。

6月19日（月曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性3人、女性3人。

検察官は、被告人Aは以前交際していた男性が被害者と男女関係にあることを嫉妬して、被害者の顔をテーブルの天板に打ち付けるなどの暴行を加えた、被告人Bは被害者の言動に立腹して暴行を加えた、と冒頭陳述した。

これに対して、被告人Aは平手打ちによる暴行の事実は認めたが、死に至るような顔面への暴行はしなかったとして検察官の主張した暴行の内容を否認し、被告人Bによる顔面への暴行が被害者の致命傷になったと反論した。一方、被告人Bは公訴事実を認めた。

6月20日（火曜） 第2回公判

事件当時、スナックにいた客（複数）の証人尋問が行われた。

6月21日（水曜） 第3回公判

スナックで働いていた男性職員の証人尋問が行われた。

6月22日（木曜） 第4回公判

被告人Bに対する被告人質問が行われた。

6月23日（金曜） 第5回公判

被告人Aに対する被告人質問が行われた。

6月26日（月曜）第6回公判

検察官は、被告人A、被告人B共に懲役7年が妥当と求刑した。

論告求刑に対して、被告人Aの弁護人は、同じ目撃場面に立ち会っていたのに3人の証言の内容が異なっている、被告人Aがテーブルに被害者をテーブルに打ち付けた行為について目撃証拠はない、被害者を被告人Aが足で蹴った事実を見たものは一人もいない、死因は被告人Bの一方的暴行によるものと主張して、被告人には傷害罪のみが成立し、罰金刑が相当であるとした。

被告人Bの弁護人は、犯行は素手での犯行であり計画性もなかった、被害者の飲酒癖、性格、言動からして被告人等を怒らせても止むを得ない行為だった、本件は複数名による犯行で、誰の行為によって死に至らしめたのかわからない同時傷害致死事件であり、被告人Bの犯行により死に至らしめたのかははっきりしない、被告人Bが反省し、服役も覚悟して、慰謝料も払いたい、被害者のお墓にも参りたいと言っている等から、懲役3年の判決が相当とした。

最後に、二人の被告人が証言台に立ち、謝罪した。被告人Aは涙を流して「すまなかった」と述べた。

7月4日（火曜）第7回公判（判決）

富田裁判長は、被告人Aに対して懲役4年6月（未決勾留日数のうち250日を刑に算入）、被告人Bに対して懲役6年6月（未決勾留日数のうち250日を刑に算入）の判決を言い渡した。

傷害致死の公訴事実を否認し、傷害罪のみの適用を求めた被告人Aの主張は認められなかった。

判決では、被告人Aの暴行内容が争点とされた。スナックという密室での犯行で防犯カメラの映像等の証拠がなかったため、犯行現場にいた店員、客の供述証拠によって事実認定した。特に店員（証人1・女性）と客（証人2・男性）の証言は被告人Aの致命的な暴行の事実を認め、その証言には迫真性があるとして、証言の信用性を認めた。証人1の供述は当初、被告人Aに不利な供述をしたくないと考えて被告人Aによる「平手打ち」のみを証言していたが、後になって暴行の事実を証言したことの間に供述の変遷が見られるが、新しい職場に移って、仕事等に支障がなくなったことなどから事実を語るようになったの

であって信用性がある、と判決は述べた。一方、被告人Aの致命的な暴行の事実を否定する、もう一人の客（暴行罪で有罪判決を受けたC）の証言は、自分の行動について責任を免れようとする傾向が強く、その証言の信用性はさほど高いものとは言えないとした。

判決は、刑を決めた理由として、この事件は、誰の犯行が被害者に対して致命的な暴行だったのかははっきりしない同時傷害致死の事案である、被告人Aの暴行の程度は単独犯で知人・友人に対する傷害事件として「中程度より軽い、軽いとされる中では重い部類にはいる」とし、動機は身勝手に、犯行を否認していて反省の心は薄いと説明した。被告人Bの暴行の程度は「中程度」のもので反省しているとはいえ、その動機は自分勝手な怒りからきており減軽できるものではないとした。

最後に、裁判長が「裁判員と話し合っ、伝えたいことです」として「あなたたちは刑務所は初めてとなるけれども、刑務所を出た後には待っている家族がいる。前向きに生きて、家族が待つ社会に戻ってきてください。」と説諭した。

被告人A（女性）は、地裁判決を不服として、福岡高等裁判所宮崎支部に控訴し、控訴審第1回公判が、10月5日に福岡高等裁判所宮崎支部（根本涉裁判長）で開かれた。被告人Aの弁護人は「被告は死なせるような暴行はしていないし、それを裏付けるとする証言も信用できない」と述べ、第一審での主張と同じく傷害罪の適用を求めた。裁判官はこの第1回公判で結審することを告げた。いわゆる「即日結審」で、被告人A側からの証拠調べ請求を認めなかった。

11月9日に判決が言い渡され、鹿児島地裁判決を支持して、控訴を棄却した。

## ■【判決116】 強制わいせつ致傷事件（男性・26歳）

被告人は、2016年8月1日夕方、車を運転中、鹿児島市内で下校中の女子中学生を見つけ、その後をつけて、その生徒の自宅マンションの階段でわいせつな行為をし、その際に生徒の首をつかみ、擦り傷を負わせた容疑で起訴された。7月31日（月曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性4人、女性2人。

被告人は保釈されており、背広姿で出廷した。被告人は、被害者のけがはわ

いせつ行為犯行時にできたものではないとして公訴事実の一部を否認し、強制わいせつ罪にのみ該当すると主張した。

8月1日（火曜） 第2回公判

2回の公判で、被害者、被害者の父親、医師、警察官等の証人尋問が行われた。被害者の尋問はビデオリンク方式で行われた。

8月2日（水曜） 第3回公判（求刑）

検察官は、被害者のけがについて、被告人が被害者の首をつかんだ時に被告人の爪が食い込んでできた傷であると論告し、懲役3年を求刑した。

弁護人は、傷の状態と被害者の供述が一致していないので、強制わいせつ致傷罪に当たらないとして、執行猶予付き判決が相当と主張した。

8月4日（金曜） 第4回公判（判決）

富田裁判長は、被告人に対して、懲役3年に処する、ただし5年間刑の執行を猶予し、執行猶予期間中は被告人を保護観察に付する、訴訟費用は被告人の負担とするという判決主文を言い渡した。

判決は、争点となったのは、被害者の首をつかむ暴行があったかどうか、そしてその暴行により傷害が生じたかどうかであるとし、被害者の証言、警察官や医師の所見、被害者がその父親に被害を相談した様子についての父親の証言などを理由に、被害者が首に傷を負った暴行の事実を認定した。被害者が警察に通報した時には怪我はないと連絡したこと、母親には傷のことを言わなかったこと等から、被害者のけがはわいせつ行為犯行時にできたものではないと弁護人は主張したが、判決はその主張を退けた。

罪となるべき事実として、被告人が被害者の左乳房を服の上から触り、その際、被害者の首をつかんで暴行し、擦過傷を負わせたと、判決は事実認定した。

被害者の証言にはやや混乱が認められるものの、全体としては高い信用性が認められるとした。

被告人の犯行は、被害者に恐怖を与え、4日間の安静を要したことから軽いものとは言えないが、その犯行は1回しかも数秒間であり、暴行性が高いとは言えないので執行猶予付きとし、被告人には性衝動を抑えきれない性格があり、その更生のために保護観察に付するとも述べた。

最後に、裁判長から、「あなたは大きな失敗をして、たくさんの人に迷惑を

かけた。これからは自分の弱さとしっかり向かい合うべきです。社会の中でやり直す機会を与えられたのだから、それを本当のものにするには相当の努力が必要です。裁判員が今回の判断をしたのは、あなたにやり直す力があると信じたからです。」と説諭があった。

#### ■【判決117】 強姦致傷及び住居侵入事件（男性・46歳）

被告人は、2017年1月23日午前3時半頃、被害者宅に侵入し、性的な暴行をはたらいた上で、「殺すぞ」と脅迫し、手で首を絞め、2週間のけがを負わせた容疑で起訴された。

11月13日（月曜） 第1回公判（開廷）

被告人は、性的な暴行の犯意は住居侵入後に生じたもので、「殺すぞ」などと脅迫はしていないと、起訴内容の一部を否定した。

11月14日（火曜） 第2回公判

証人尋問が行われた。

11月15日（水曜） 第3回公判（求刑）

検察官は、懲役7年を求刑した。

11月17日（金曜） 第4回公判（判決）

判決主文は懲役6年だった。

判決は、被告人は帰宅ルートでもない被害者宅にわざわざ向かっており、暴行しようという意図は住居に侵入する前にすでに有していた。脅迫されたとする被害者の供述の信用性は高く、脅迫があったと認定できるとした。

この事件については性的暴行に関する事件であったので、裁判所のホームページにも裁判日程が掲載されず、新聞報道も判決についての報道のみだったので、裁判を実際に膨張することができず、新聞報道のみによる紹介となってしまった。裁判員の構成もわからなかった。

#### ■【判決118】 偽造通貨行使、通貨偽造事件（男性・35歳）

2017年4月上旬頃、会社員男性は、いちき串木野市内の勤務先のカラープリンターで一万円札1枚、五千円札5枚をコピーして、偽造した。4月17日夜、

鹿児島市内のコンビニエンスストアや弁当店で、漫画本やUSBメモリー、弁当等の代金として、この偽五千円札を使って、支払い、釣り銭を受け取った。コンビニからの通報、コンビニ内および駐車場の防犯カメラ等から被告人が割り出され、刑法148条1項の通貨偽造および2項の通貨偽造行使の容疑で逮捕された。刑法148条1項、2項の最高刑は無期懲役なので、鹿児島地裁で初めての通貨偽造・行使の裁判員裁判となった。

12月5日（火曜）第1回公判（開廷）

裁判員は男性3人、女性3人。

被告人は、「間違いありません」と公訴事実を認めた。

検察官は、偽五千円札を被告人が使った理由について、偽一万円札を使って発覚した場合には偽造がすぐわかってしまうが、偽五千円札であれば、ほかの店で釣り銭として受け取ったと言いつけることができると考えたからだ、と説明した。犯行動機については、借金があり、その返済やギャンブルに釣り銭を当てるつもりだったと冒頭陳述した。

証拠調べでは警察の統合捜査報告書などが提出された。偽五千円札が使われた5件の犯行の具体的な内容が語られた。犯行に使われた4枚の偽五千円も提示された。残り1枚の偽五千円は、被告人が使った後に、別の客に釣り銭として使用された。その釣り銭を受け取った女性客はパチンコ店の自動販売機で使おうとしたら受け付けなかったことから、自宅に戻って偽札であることに気がついたが、自分が疑われると思って、友人にその廃棄を依頼し、その友人が焼却してしまったため、現物は残っていなかった。被告人が作成した偽一万円札は、被告人の自宅の家宅捜索のさい、被告人の本の中から発見された。

12月6日（火曜）第2回公判（求刑）

検察官は、五回にわたり偽札を使用して、釣り銭を得ようとした、犯行動機が身勝手である、犯行意思が悪質である、模倣性が高く社会に与える影響が大きい等を指摘して、懲役3年を求刑した。

弁護人は、被告人が偽造した通貨は3万5千円と少額に過ぎない、偽札を使って得た釣り銭は2万円程度に過ぎず、実害も少ない、偽札が社会に流通することはなかった、職業的な犯行とは言えない、被害弁償もすませている、被告人

は反省している、前科もない、犯罪の要因になった借金もすでに返済されている、家族の監視の下で更生できる等を主張し、執行猶予付き判決が相当と述べた。

12月8日（金曜） 第3回公判（判決）

裁判長は、保護観察付き執行猶予4年の判決を言い渡した。通貨の社会的信用を侵害した罪は大きいが実害は少ない、ただし更生の可能性はあるとはいえ、ギャンブルにのめり込み、犯行に至った原因について自身の問題として振り返り、自覚できているかは疑問として、保護観察をつけた。

## 二 2017年の裁判員裁判の特徴

### (1) 全体的な特徴

2017年に鹿児島地裁で開かれた裁判員裁判は10件であった。2010年は15件、2011年は19件、2012年は19件、2013年は11件、2014年は14件、2015年は16件、2016年は11件と続いてきたが、裁判員裁判が始まってから年間件数としては最低の数となった。

裁判員裁判制度が開始されてから累計で118件138人の被告人が鹿児島地裁で裁かれたことになる。2017年の10件について罪名別にみると、殺人2件、強盗致傷2件、傷害致死3件、強姦致傷1件、強制わいせつ致傷1件、偽造通貨行使1件（併合罪では一番罪の重い罪名を数えた）だった。

### (2) 否認事件

2017年の裁判員裁判における否認事件のうち、被告人が殺人容疑での起訴に対して無罪を主張して、全面的に争った【判決109】と、被告人の一人（女性）が傷害致死容疑での起訴に対して傷害罪に止まり、致命傷を与えたのはもう一人の被告人（男性）だと主張した【判決115】が、注目された。

【判決109】は、被告人ともう一人の男性Aが共犯として死体遺棄に関わった容疑で逮捕され、当初は殺人についても共謀して犯行を企てた疑いが持たれていた。しかし、鹿児島地検は、男性Aに対しては死体遺棄罪のみで起訴し、鹿児島地裁名瀬支部は懲役2年保護観察付き執行猶予4年の判決を言い渡した。殺人は被告人の単独犯とされて、裁判員裁判となった。弁護人は、被害者であ

る女性と自分（被告人）とは入籍を考えていたので殺す動機がない、真犯人は別にいて罪をなすりつけられている、殺害当時には別の人と食事のために外出していたからアリバイがある、などと反論した。「真犯人だ」と被告人・弁護人が主張する男性が証人として出廷するなど、普通の刑事事件にはない展開が法廷で見られた。死体遺棄の共犯者である男性Aが、被害者を殺害した後に大金を手にしたと被告人から聞いたと証言したこと、被告人が「別の人」と一緒に外出したとアリバイを主張したその本人である「別の人」が被告人と一緒に食事はしていないと証言したこと、被告人から真犯人とされた男性がアリバイを証明した証言などから、被告人の主張がほぼ否定された。被告人はあくまで無罪を主張したが、被告人の犯行であるとするのに「合理的な疑い」が提起できれば、「冤罪」を立証できたかもしれないが、それを提起できるだけの証拠・証言を展開できなかったように見えた。報道によると、裁判員の一人が、判決後の記者会見で「被告人が無罪を証明できる証拠があるのかと思っていたが、何もなかった」と述べていたように、無罪を一貫して主張したが、無罪だと思わせるに十分な心象を裁判員に与えることができなかったように、個人的に思えた。ただし、被告人の犯行だとすれば、その犯行動機が金目当てであったか、それとも別の目的があったのか、いささかはっきりしないところが残った。

【判決115】は、離島におけるスナック内での暴行・傷害によって従業員である女性を死に至らしめた事件で、スナック経営女性の被告人Aは、傷害の事実を認めたが、顔面を殴る致死罪にあたる犯行は自分ではない、もう一人の男性被告人の顔面を殴る等の犯行によって被害者が死に至ったと主張した。被害者が死去したのは犯行から5日後であり、誰の犯行が被害者に対して致命的な暴行であったのかははっきりしない、いわゆる同時傷害致死の事案であった。判決は、被告人Aにも、その場にいた他の従業員の証言などにより、顔面を殴る等の犯行の事実を認定して、傷害致死の事実を認めた。

被告人は【判決109】、【判決115】（女性の被告人A）ともに、第一審の判決を不服として、福岡高裁宮崎支部に控訴した。いずれも「即日結審」の日程で公判が進行し、控訴を棄却している。【判決109】については、被告人が上告したが、棄却された。【判決115】は上告したどうか、今のところ不明である。

### (3) 量刑

2017年の裁判員裁判10件のうち、3件が執行猶予付き判決であった。残り7件、【判決115】は2人の被告人だったので、8人の有罪判決の量刑について判決が言い渡した懲役期間と求刑の懲役期間とを比較してみると、76.6%となる。ちなみに2012年は71.8%、2013年は69.9%、2014年は78.4%、2015年は82.0%、2016年は81.8%である。2017年には昨年と同様、検察官の「求刑どおり」（2015年は100%が3件あった。）という判決はなかった。一番求刑に近い量刑は、離島における傷害致死事件で女性店員に暴行を加えて死に至らしめた男性被告人に対する【判決115】であった。求刑は7年の懲役、判決は6年6月の懲役(92.9%)だった。

### (4) 裁判の期間

2017年の裁判員裁判10件について、開廷から判決までの期間（市民である裁判員が裁判所に呼び出されて、判決が終わって「解放」されるまでの日数を数えた。）は最長が25日、最短が4日であった。10日を超えた裁判は2件である。殺人事件【判決109】、傷害致死事件【判決115】で、いずれも被告人が犯行を否認した事件であった。他の否認事件（【判決112】【判決116】）でも9日と比較的長期になった。

### (5) 裁判員の選任・辞退・欠席

2017年の鹿児島地裁における裁判員の選任・辞退・欠席などに関するデータは、昨年に引き続き、報道がなされなかったため、入手できなかった。裁判員裁判が開始された頃と異なって、裁判所からの公表がなされなくなったためである。社会的関心が低下していることも関係している。

裁判員裁判に関して、全国の裁判所のデータを集めた『裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成29年10月末・速報）』が最高裁判所事務総局からホームページ<sup>(2)</sup>で公表されている。平成29年1月～10月までに、全国の裁判員裁判で選任された裁判員の数は4407人、選任された補充裁判員の数は1493人となっている。選任された裁判員の数は、2015年・6768人、2016年・6363人となっているので、おそらく2017年も6000人前後ということになるだろう。

注目される裁判員の欠席率だが、2017年1月から10月の期間、裁判員候補者名簿記載者23万3600人の中からまず無作為抽出で選定された裁判員候補者は9万2977人。その中から、調査票及び質問票（期日を通知する際に同封される）によって辞退等が認められた候補者を除いた「選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数」は3万3825人となっている。裁判員裁判の選任手続期日に出席した裁判員候補者数は2万1589人で出席率は63.8%。欠席した裁判員候補者は1万2236人で欠席率は36.2%となる。出席率はこのところ年々低下、つまり欠席が増加し、2015年は32.5%、2016年は35.2%、2017年（10月までの速報値）は36.2%となった。過去最高となっている。

やはり裁判員の負担感が影響しているのだろう。鹿児島地裁では2017年6月14日に裁判員裁判経験者8名と裁判官・検察官・弁護士の法曹三者による意見交換会が行われた。報道によると「審理が5日間続くこともあった。仕事もあるので、余裕のある日程にしてほしい」「裁判員に決まってから審理が始まるまでが短かった。もっと早く決められないか」などの意見が裁判員経験者からでた。特に長期にわたる裁判員裁判には市民の負担感が重くなっているのだろう。

## (6) その他

2017年には、少年事件などはなかった。また、区分審理（部分判決）などの裁判員裁判に特有の事件もなかった。

### 注

- (1) 2009年～2011年の鹿児島地裁での裁判員裁判については『鹿児島大学法学論集』46巻2号133～171頁、2012年については同47巻2号271～301頁、2013年・2014年については同49巻2号317～349頁、2015年については同50巻2号149～171頁、2016年については同51巻2号201～229頁に掲載した。
- (2) 『裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成29年10月末・速報）』は、最高裁判所の作成した裁判員制度のサイトに掲載されている。

[http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms\\_lf/h29\\_10\\_saibaninsokuhou.pdf](http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/h29_10_saibaninsokuhou.pdf)

2017年1月～12月 鹿児島地裁での裁判員裁判一覧

判決	開廷日	判決日	期間 (日)	犯罪	被告人	認否	求刑(年)	判決(年)	%
109	2月7日	2月28日	22	殺人、死体遺棄、窃盗		否	25	20	80.0
110	3月2日	3月6日	5	建造物侵入、強盗致傷、 銃砲刀剣類所持等取締法違反			8	7	87.5
111	3月13日	3月17日	5	傷害致死			7	5	71.4
112	4月13日	4月21日	9	殺人		否	12	8	66.7
113	4月24日	4月28日	5	強盗致傷、傷害、強盗未遂			7	4.5	64.3
114	5月16日	5月19日	4	暴行、傷害致死			5	執行猶予5	
115	6月19日	7月4日	16	傷害致死	A	否	7	4.5	64.3
				傷害致死	B		7	6.5	92.9
116	7月31日	8月4日	9	強制わいせつ致傷		否	3	執行猶予3	
117	11月13日	11月17日	5	強姦致傷及び住居侵入			7	6	85.7
118	12月5日	12月8日	4	偽造通貨行使、通貨偽造			3	執行猶予4	

- 註 (1) 否は一部否認も含む。  
 (2) 公判期間は、開廷日から判決日までの日数(休日・祝日も含む。)  
 (3) 判決の量刑で、例えば懲役2年6月は、2.5年と表した。